

## 学校法人創価大学職務発明取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人創価大学（以下、「法人」という。）の教職員等がなした職務発明の取扱いに関して、基本的事項を定めることにより、その発明者としての権利を保障するとともに、知的財産権の適正な管理を実現することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1) 発明等とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許権の対象となるものについては発明

イ 実用新案権の対象となるものについては考案

ウ 意匠権、回路配置利用権ならびに著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラム著作物および同号の3のデータベースの著作物（以下、「プログラム等」という。）の著作権の対象となるものについては創作

エ 品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成

オ ノウハウを対象とするものについては案出

(2) 職務発明とは、就業規則等に定める教職員等としての職務として、法人の予算または設備施設などを利用してなされた発明等をいう。

(3) 知的財産権とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権および種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利および種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラム著作物および同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権

エ ア、イまたはウに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、法人が特に指定する権利（ノウハウ等を指す。）

オ 外国におけるアからエに掲げる権利に相当する権利

(4) 発明者とは、発明者、考案者および創作者をいう。

(5) 教職員等とは、法人の教職員等で法人と雇用関係にある者及び法人の役員をいう。

### (委任)

第3条 法人は、この規程により定める発明等に関する取扱いや審議・決定事項等について、創価大学地域・産学連携センター（以下「センター」という。）に委任するものとする。

### (権利の帰属)

第4条 職務発明に係る知的財産権は、特許法第35条第3項に基づき、法人に帰属する。

### (職務発明届の提出)

第5条 教職員等が職務発明を行ったときは、センターに職務発明届及び発明提案書を提出するものとする。ただし、回路配置利用権およびプログラム等の著作権の対象となる創作については、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、教職員等は、当該創作を第三者に利用させようとするときは、速やかにセンターに届け出るものとする。

3 発明者が複数人のときは、発明者の間で代表者を選定し、その関与割合を職務発明届に明記する

ものとする。

(知的財産権権利化についての審議)

第6条 センターは、教職員等から提出された職務発明届に基づき、当該発明等について知的財産権の権利化の可否について審議を行う。

2 前項の審議においては、当該発明等が職務発明に該当するか否か、権利化の可能性、及び収益性等を総合的に勘案して行うこととする。

3 本条第1項の審議において、知的財産権の権利化を行うことを決定した場合、センターは速やかに知的財産権の取得手続きを行う。

4 本条第1項の審議において、知的財産権の権利化を行わないことを決定した場合、センターはその理由を示して発明者に通知するとともに、当該通知において発明者が自己の費用で発明者等自身の名義で権利化し、または第三者に譲渡することができる旨を付記するものとする。

(発明者に教職員等以外の者が含まれる場合の取扱)

第7条 発明者に教職員等以外の共同発明者が含まれる場合で、共同発明者が知的財産権の法人へ権利譲渡を希望する場合は、共同発明者は権利譲渡書を提出しなければならない。

(法人以外の者との共有による知的財産権の取扱)

第8条 知的財産権が法人以外の者との共有となる場合、当該権利の持分割合を定めた上で、共同出願契約を締結するものとする。

(特許審査請求の可否)

第9条 発明等の特許である場合は、審査請求期限の12か月前までに、センターは、権利成立の可能性、及び収益性について審議を行い、審査請求の可否を決定する。

(拒絶通知、拒絶査定への対応)

第10条 拒絶通知及び拒絶査定等を受領した場合はセンターにおいて審議を行い、対応手続きを行う。

(登録査定等への対応)

第11条 登録査定等により知的財産権が成立した場合、センターは速やかに登録手続きを行う。

2 登録時には原則として、登録上最低限必要な年限分の登録費用を支払うものとする。ただし、登録時点で技術移転活動による収入が見込まれている場合は、この限りではない。

(権利維持)

第12条 知的財産権登録後の権利の更新、維持については、更新期限の12か月前までに、センターにおいて審議を行い、可否を決定するものとする。

(技術移転)

第13条 センターは、知的財産権について第三者への実施権の付与や権利譲渡等により技術移転を行うことができる。

(知的財産権の再譲渡)

第14条 知的財産権の取得手続き開始後、知的財産権の権利化を断念した場合、及び知的財産の権利を維持しないことを決定した場合、センターは発明者又は第三者に対し、知的財産権の譲渡を行うことができる。

2 前項に係わる譲渡手続き費用は、原則として譲渡を受ける者が負担する。

(発明者の協力)

第15条 発明者は、センターから発明等にかかる諸手続、及びセンターが行う技術移転等の活動に関して協力を要請されたときは、積極的にこれに応じなければならない。

- 2 発明者等は、センターが行う技術移転等に関し、必要な情報を提供する等センターに協力するものとする。

(秘密の保持)

第16条 教職員等、発明者等、センター関係者は、次の各号に掲げる秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならない。

- (1) 発明等の内容（当該発明等にかかる出願が公開されるまで。）
  - (2) 業務遂行上で知り得た技術情報および営業情報
  - (3) 知的財産権の実施許諾または譲渡に関する事項
- 2 前項の規定にもかかわらず、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。
    - (1) 発明者等が、事前にセンターと協議のうえ公表する発明等の内容
    - (2) 開示を受けまたは知得した時点において、既に公知となっていたことを証明できる情報
    - (3) 開示を受けまたは知得した後、自己の責めによらずに公知となったことを証明できる情報
    - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
    - (5) 開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
    - (6) 裁判所その他法律の規定にもとづき、開示を要求された情報
  - 3 センターは、技術移転機関等に業務を委託するにあたり、第1項、第2項の秘密保持条項を遵守させるべく努めなければならない。

(発明者への相当の利益の分配)

第17条 法人は特許法第35条第4項、第5項、第7項に定める「相当の利益」の分配として、次の各号に定める金額を発明者に支払う。

- (1) 職務発明として法人が特許権の出願を行ったとき  
特許出願補償金 10,000円
  - (2) 職務発明として法人が特許権を登録したとき  
特許登録補償金 20,000円
  - (3) 技術移転活動により、知的財産権取得費用及び維持費用を上回る収入が発生したとき  
技術移転活動による収入から知的財産権取得費用及び維持費用を差し引いた額の50%の金額
- 2 発明者が複数人のときは、職務発明届に定めた関与割合により、前項の金額を按分する。
  - 3 発明者が死亡したときは、その相続人が本条に定める「相当の利益」の分配を受ける権利を承継する。

(異議申し立て)

- 第18条 発明者は、第6条による知的財産権利化についての審議結果、または前条による利益の分配に関して異議がある場合は、センターに調停の請求ができるものとする。ただし、かかる調停を請求できる期間は、第6条による知的財産権利化についての審議結果に関しては通知書受領日の翌日から起算して30日以内、利益の分配に関しては当該配分受領日の翌日から起算して30日以内とする。
- 2 センターは、前項の異議申立ての請求があった場合、審議を行い、審議結果を発明者等および学長に通知する。発明者等はかかる審議結果に従う。

(その他)

- 第19条 教職員等が退職等した場合においても、当該発明等が職務発明に該当する場合の取扱いは、この規程によるものとする。
- 2 教職員等が退職等する場合、それ以前に完成している職務発明は第5条の規定により届け出なければならない。

(所管)

第20条 この規程に定める業務は、リエゾンオフィスが所管する。